



2022年8月26日

各 位

会社名 工藤建設株式会社  
代表者 代表取締役 工藤英司  
(コード番号 1764 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役経営管理部長 秋澤 滋

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年8月9日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」について一部訂正がありましたのでお知らせいたします。

1. 訂正理由

「定款の一部変更に関するお知らせ」の発表後に、同開示書面内の表記に誤りがあることが判明したため、訂正(追記)するものであります。

2. 訂正内容

(附則)の追記

<訂正前>

1. 定款変更の目的

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会等参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所)

| 現 行 定 款  | 変 更 案 |
|--|-------|
| (株主総会等参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第16条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類お | <削除>  |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>よび連結計算書類に記載、または表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
|--|---|

## 2. 定款一部変更の日程

|              |                |
|--------------|----------------|
| 定時株主総会決議日    | 2022年9月29日(予定) |
| 定款一部変更の効力発生日 | 2022年9月29日(予定) |

### <訂正後>

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会等参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(株主総会等参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載、または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条(株主総会等参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

2. 定款一部変更の日程

定時株主総会決議日

2022 年 9 月 29 日 (予定)

定款一部変更の効力発生日

2022 年 9 月 29 日 (予定)

以上